

私たちの声を、私たちの将来に

# 18歳投票スタート



平成28年6月から、  
選挙権年齢が満20歳以上から  
満18歳以上に引き下げられます。

## 選挙権年齢が18歳に 引き下げられたのはなぜ？

若者の力を社会・政治が必要としています！

日本はこれから、少子高齢化、人口減少社会を迎える。この状況において、選挙年齢の引き下げを行うことには、日本の未来を作り担う存在である10代にも政治にもっと参画してもらいたい、という意図があるのです。

## 20代の投票率はわずか3割

このままでは若者にとって不利な社会になります。

若い世代の投票率は、他の世代に比べて低く、しかもその差が拡大してきています。例えば、平

成26年の衆議院議員総選挙における年代別投票率を見ると、20代の投票率が32.58%であったのにに対し、60代は68.28%と、2倍以上の差がありました。若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなり、若者にとって不利な社会になる可能性があります。

## 情報を集めて投票に備えよう

大事な一票は信頼できる候補者・政党に

次の代表者を選ぶ権利を得た皆さんは、大事な一票を信頼できる候補者・政党に投じるために、誰がどんなことをしようとしているか、情報収集することが必要です。候補者や政党の情報は、インターネットやテレビ、街頭演説など、身近なもので集めることができます。

また、18歳以上（有権者）になれば、特定の候補者の当選を目的とした選挙運動もできるようになります。

しかし、選挙運動を自由に認めるとい、選挙が候

補者の財力・資金の大小に左右されるなどのおそれがあるため、主に次のような一定の制限を設けています。

## 有権者が選挙運動でしていること・いけないこと

○してもいいこと  
・満18歳以上の方のHP、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなどを利用した選挙運動

✖してはいけないこと  
・満18歳未満の選挙運動  
・電子メールを利用した選挙運動  
・HPや電子メールなどを印刷して配ること  
・候補者から寄附を受けること  
・立候補届が受理される前の選挙運動

※高校3年生のクラスには、選挙運動ができる18歳と17歳の方が現在しているので、注意が必要です。

## 投票の方法

投票することができる方には、投票日前に投票所入場券（ハガキ）が郵送されます。

入場券に記載されている投票所に、入場券を持参して投票することができます。

なお、入場券を忘れた場合も投票することができます。

そのほかにも次のような投票の方法があります。

### ●期日前投票所での投票

投票日に投票所へ行けない場合などは、投票日の前決められた期間中、投票することができます。

### ●町外からの投票

身体に一定の障がいを有する方は、伯耆町選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けることで郵便などにより投票することができます。

投票所の中では、下の図のような流れで投票を行います。難しい手続きはありません。

